

平成 18 年 5 月 29 日

各県消費者生活センター担当者 様

総務省
九州総合通信局 放送部
放送課長 遠藤 稔

アナログ放送終了に伴うデジタル受信工事の受付と称する
悪徳商法の発生について（注意喚起のお願い）

大変お世話になっております。

早速ですが、本日、アナログ放送終了に伴うデジタル受信工事に関する悪徳商法が発生した旨の連絡がありました。

三重県津市在住の方から東海総通局に不審なハガキが届いたとの相談が寄せられました（添付ファイル参照）。東海総合通信局では、悪徳商法の可能性も考えられることから、迅速に関係機関への注意喚起、報道機関への情報提供等を行い、現在までのところ幸いにも被害が発生したという報告はありません。（申告数：NHK津放送局に3件、東海総通局に1件、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターに1件、三重県消費者生活センター1件と計6件（それぞれの申告が別のものなのか重複しているのか現在調査中）

添付ファイルをご覧くださいと分かりますように、

① 本年夏以降アナログ放送が見られなくなる、という偽情報が記載されている。

* 現在のアナログ放送は2011年7月24日まで放送されます。

② 「日本放送波管理局」といういかにも公的機関を匂わせる偽名を使っている。

* 地上デジタル放送に関し、このような組織・団体は存在していません。

③ 工事を要請しているものではない等巧妙に悪徳商法ではないがごときの記述も見られる。

今回は、三重県津市で発覚した事案ですが、主に見られなくなるチャンネルとして、関東広域と思われるVHF使用チャンネルが記載されています。今後、他の地域に同様のハガキがばら撒かれる懸念もあるため、関係機関に対して、情報提供と注意喚起をしていただければ幸いです。

また、視聴者から問い合わせがあった場合は、

① 正確な情報を問い合わせの方にお伝えいただくこと

② ハガキに記載の電話番号に電話をかけないよう注意していただくこと

③ デジタルテレビジョン放送をご覧くださいのために工事が必要となる場合は、お近くの信頼できる電気店等に相談すること

などの指導をしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、添付しましたハガキと同様若しくは類似のハガキなどの配布に関して情報を入手された場合は、九州総合通信局放送部 放送課(下記)までご連絡いただくようお願い申し上げます。

以上

参考

アナログ周波数変更対策と地上デジタル放送受信のための経費について

アナログ周波数変更対策は、国が経費を負担するため受信者は無料で対策工事を受けることができますが、地上デジタル放送を受信するために必要な経費は受信者側で負担していただくこととなっています。

例えば、地上デジタル放送に対応したテレビ受像機や地上デジタル放送受信用のチューナーの購入、場合によっては必要となるアンテナの取替えなどは受信者側で行なっていただくこととなっております。

本件連絡先

九州総合通信局 放送部 放送課

佐藤 茂樹

E-mail h-hoso@rbt.soumu.go.jp

E-mail shigeki-sato@rbt.soumu.go.jp

TEL 096-326-7872

FAX 096-326-7867

アナログ放送波中止のお知らせ

現在のテレビ放送がご覧になれなくなります。

現在、貴殿は「アナログ放送波」による、テレビ番組の放送をご覧になっている状態ですが、2007年に『地上デジタル放送波』に替わる事をご存知ですか？

アナログ放送波から地上デジタル放送波に替わると現在お持ちになっているTVでは、地上デジタル放送波を受信できず、民法放送がご覧になれません。貴殿の地域は、今年の夏以降、ご覧になれません。主にご覧頂けなくなる放送は1CH,3CH,4CH,6CH,8CH,10CH,12CHです。

地上デジタル放送波の受信工事のご相談に關しましては当局にて受け賜りますが、こちら「個人情報保護法」上、ご本人様の御連絡をお願い致します。

尚、当局はお客様からの工事依頼を受付するする機関であり、当局が貴殿に対して工事を要請しているのではありません。予め、ご了承下さい。

※工事の内容は、地域環境によって異なります。今回、初回工事の受付ですので、料金の方もお安くなっております。2007年には工事料金が高騰すること、また、大変混み合う事が予想されます。お申し込みはお早めをお願い致します。

既にお申し込み済みの場合は、早急にご連絡下さい。

工事開始から終了までの期間は受付から7営業日以内

03-5337-3831(工事課) 平日9:00~17:00

〒170-0005 東京都渋谷区渋谷4丁目6-13

日本放送波管理局